

令和6年度第1回那珂市部活動地域移行推進協議会次第

日時 令和6年7月30日（火）
午後6時30分から
場所 瓜連支所分庁舎2階会議室

委嘱状交付

- 1 開 会
- 2 教育長あいさつ
- 3 会長・副会長選出
- 4 協議事項
 - (1) 那珂市における部活動の地域移行について
 - (2) 那珂市部活動地域移行推進計画（案）について
 - (3) 地域クラブの認定要件等について
 - (4) 地域クラブの認定について
 - (5) 部活動地域移行に伴うモデル事業について
 - (6) その他
- 5 閉 会

令和6年度 那珂市部活動地域移行推進協議会委員

	氏名	区分	所属団体	備考
1	横山 恵子	スポーツ活動事業関係者	那珂市バレーボール連盟 (那珂市スポーツ協会)	
2	堅野 里桜		陸上専門部 (那珂市スポーツ協会)	
3	桐原 徹也		菅谷剣道スポーツ少年団 (那珂市スポーツ少年団)	
4	阿部 和恵		芳野REDSUNS (那珂市スポーツ少年団)	
5	千賀 明子		那珂市スポーツ推進委員	
6	飛田 大作		那珂市スポーツ推進委員	
7	古橋 拓也		那珂市軟式野球教室	
8	和田 哲郎		那珂市軟式野球教室	
9	大森 信之	文化活動関係者	那珂混声合唱団 (那珂市文化協会声楽部会)	
10	中村 綾子		ハラウ フラ オ アヤコ (那珂市文化協会舞踊部会)	
11	片岡 理治	保護者代表	那珂市PTA連絡協議会	
12	大竹 秀明		那珂市子育てネットワーク	
13	手塚 浩志	学校長会代表	ばら野学園那珂市立第一中学校	
14	田所 秀紀		緑桜学園那珂市立第三中学校	
15	浅野 和好	教育部長		

那珂市における 部活動の地域移行について



令和6年度第1回那珂市部活動地域移行推進協議会

令和6年7月30日

 那珂市教育委員会

1

なぜ、部活動の地域移行が必要か？

1 少子化による生徒数の減少

- ⇒ 部員数の減少により、大会やコンクール等への出場が困難に
- ⇒ 進学する中学校に、希望する部活動がない
- ⇒ 将来的に、学校単位での部活動が限界

2 ニーズの多様化

- ⇒ 「強くなりたい」、「楽しみたい」、「いろいろな活動がしたい」等生徒のさまざまなニーズへ対応

3 部活動が教員にとって負担

- ⇒ 部活動が長時間勤務の要因＋指導経験がない顧問教員の負担

2

地域移行に関する県の方針

- 令和5年度から段階的に移行
改革推進期間(令和5年度～令和7年度)
 - ・公立中学校の**休日の部活動**を段階的に移行
 - ・地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現を目指す
- ※まずは**休日における地域の環境の整備**を着実に推進

3

那珂市における地域移行について

1 基本的な考え方

- 部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動に、将来にわたり子どもたちが親しむことができる機会の確保
- 本市の**地域資源を活用した地域クラブ活動の形を確立**し、地域が持続的に子どもたちを支えていく環境の実現
- 単に学校から部活動を切り離すことではなく、**地域全体で**スポーツ・文化芸術活動に親しめる社会の実現
- 教職員の意思に基づき、学校部活動や地域クラブ活動を指導できる体制も含めた**教職員の働き方改革**の推進

4

那珂市における地域移行について

2 取組の方向性

既存の活動団体や、新たな団体等の地域資源を活用する。
進め方は2つのパターン

- ①活動団体が、学校と連携し、国・県のガイドラインや、市の推進計画、市の部活動の運営方針等に即した形で活動する方法
★このパターンを**地域クラブ**と位置づけます
- ②独自の規定により現在活動している民間の教室や道場、サークルなどの活動団体に子どもたちが所属・参加する方法

5

那珂市における地域移行について

3 推進体制

那珂市部活動地域移行推進協議会の設立

- 役割 (1) 地域移行に係る課題の検討・対策
(モデル事業の検証、推進計画の承認等)
(2) 地域クラブ活動に関すること
(地域クラブの承認や活動状況の確認等)
- 委員 スポーツ活動事業関係者、文化活動関係者、保護者代表、学識経験者、学校長会代表、教育部長など
- 検討委員会 「那珂市部活動地域移行検討委員会」を設置し、事案の調査研究を行う

6

那珂市における地域移行について

4 今年度の取組

○実証事業の実施

- ・モデル事業として、NBFJ(軟式野球チーム)を地域クラブに認定し、9月始動を目標に、市内野球部の**休日の活動**を移行して検証を行う。

(参考)NBFJ(Naka Baseball Factory Junior)

- ・中学生を対象に、軟式野球の基礎や技術向上を目的に活動をしている団体

7

那珂市の地域移行を推進するために

部活動の地域移行は、一朝一夕にできるものではありません。できるところから、持続可能な形で着実に進めてまいります。

子どもたちのために、学校・家庭・地域の連携がとても重要になってきますので、どうぞご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

8

那珂市部活動地域移行推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 那珂市立中学校の部活動について、地域移行を円滑に進めるため、那珂市部活動地域移行推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 部活動の地域移行に係る課題の検討及び対策に関すること。
- (2) 地域クラブ活動に関すること。
- (3) その他部活動の地域移行に関し必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員18人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱し、又は任命する。

- (1) スポーツ活動事業関係者
- (2) 文化活動関係者
- (3) 保護者代表
- (4) 学識経験者
- (5) 学校長会代表
- (6) 教育部長
- (7) その他教育長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 教育長は、委員に欠員が生じたときは、新たに委員を委嘱又は任命することができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は委員の互選により選任し、副会長は会長が指名する。

3 会長は会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、会長及び副会長が選任されていない場合においては、教育長が会議を招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(検討委員会)

第7条 協議会に、事案を調査研究するために、那珂市部活動地域移行検討委員会を設置する。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

(案)

那珂市地域クラブの認定について

1 那珂市地域クラブの定義

- 中学校部活動の受け皿として活動する団体
- 学校と連携し、国・県のガイドラインや推進計画、市の部活動の運営方針等に即した形で活動する団体

2 認定の要件

「那珂市部活動地域移行推進計画」に記載された要件を満たしていること
(様式2の地域クラブ認定要件確認書に記載しています。)

3 認定の流れ

- ①団体の代表者は、地域クラブ認定申請書(様式1)、地域クラブ認定要件確認書(様式2)、規約又は会則及びその他クラブ活動の概要がわかる資料を教育委員会に提出します。
- ②教育委員会は、活動の内容等を審査するため、認定申請書のほか必要がある場合には他の資料の提出を求めます。
- ③教育委員会は、申請内容等が認定要件を満たしているか確認します。
- ④教育委員会は、「地域クラブ」として認定することが決まった場合は、地域クラブ認定通知書(様式3)により申請団体に通知します。

(様式1)

年 月 日

地域クラブ認定申請書

那珂市教育委員会 様

団体・クラブ名
代 表 者

様式2の地域クラブ認定要件を確認し、下記のとおり地域クラブの認定を申請します。

記

- 1 団体・クラブ名
- 2 代表者名
- 3 電話番号
- 4 住所
- 5 活動種目名
- 6 活動内容
- 7 参加対象
- 8 活動場所及び活動時間
- 9 会費、用具費用などの保護者負担

(様式2)

地域クラブ認定要件確認書

<認定要件>

クラブの組織に関すること

- 市内の中学生が参加できるクラブであること
- 活動拠点は原則として那珂市内とし、活動場所までの移動について、生徒やその保護者の過度な負担とならないこと
- 営利目的を主とした運営でないこと
- 持続可能なクラブの運営を目指し、複数の役員や指導者が運営に携わっていること
- 以下の要件を満たす規約(会則)を作成しており、それらの内容が社会通念上、適正であると認められること
 - ・目的が記載されていること
 - ・入退会について記載されていること
 - ・会費について記載されていること
 - ・以下に準ずる役員を置くことが記載されていること
 - ①代表、②副代表、③会計、④監事(代表、副代表、会計を兼ねることはできない)
 - ・総会について記載されていること
- 生徒の活動内容や活動実績について、その生徒の所属校と必要に応じた情報共有を行うこと。
- 県や市、スポーツ団体等が主催する指導者研修を受講するなど、専門性や指導力の向上に努めている役員または指導者が運営に携わること

裏面へ続く

クラブの活動方針や指導方針に関すること

- 体罰や暴言は、生徒の人権を侵害する違法な行為であることを理解し、プレーヤーズファーストの考えで、人権を尊重して活動を行うこと。
- 過度の活動は、スポーツ外傷・障害やバーンアウト及び精神の不安定などのリスクが高まることを正しく理解し、休養等を適切に取り、短時間で効果が得られる指導を行うこと。
- 「那珂市部活動の運営方針」に準じた活動日数及び活動時間を設定すること。
- 生徒の発達段階や健康の状態、気温等の環境を考慮した指導内容や練習時間及び水分補給や休息时间等を設定すること。また、施設管理者と連携した用具や施設の点検、保護者や関係機関への緊急時の連絡体制の整備等を行うなど、生徒の安全確保に万全を期すること。
- 指導者や参加生徒等の、活動中の怪我、事故、損害賠償等に備えスポーツ安全保険や任意の保険に加入させていること。

上記の認定要件に当てはまることを確認しました。

年 月 日

団体・クラブ名
代 表 者

(様式3)

第 号
年 月 日

地域クラブ認定通知書

団体・クラブ名
代 表 者 様

那珂市教育委員会

年 月 日に申請のあった、貴団体の認定申請について、認定します。

記

1 団体・クラブ名

2 認定期限 年 月 日

3 留意事項

- (1) 活動は、認定申請書や認定要件確認書、その他の提出資料に記載された内容に基づき実施すること。活動の内容等を変更しようとする場合は、あらかじめ、那珂市教育委員会の承認を受けること。
- (2) 那珂市教育委員会は、クラブの活動内容について必要に応じて確認する場合があること。
- (2) 活動を停止する際には、速やかに那珂市教育委員会に連絡をすること。
- (3) 認定要件を満たさない場合や、教育的な活動として不適当な事由が発生した場合には、認定を取り消すことがあること。認定を取り消すことによって発生する経費については、那珂市教育委員会は負担しない。

(様式4)

第 号
年 月 日

地域クラブ不認定通知書

団体・クラブ名
代 表 者 様

那珂市教育委員会

年 月 日に申請のあった、貴団体の認定申請について、下記の理由により不認定とします。

記

不認定の理由

(様式5)

第 号
年 月 日

地域クラブ認定取消通知書

団体・クラブ名
代 表 者 様

那珂市教育委員会

年 月 日 第 号での貴団体の認定について、下記の理由により取り消します。

記

- 1 団体・クラブ名
- 2 取消の理由

(様式1)

令和6年7月30日

地域クラブ認定申請書

那珂市教育委員会 御中

団体名 那珂市軟式野球教室NBFJ
代表者 古橋拓也

様式2の地域クラブ認定要件を確認し、下記のとおり地域クラブの認定を申請します。

記

- 1 団体・クラブ名 那珂市軟式野球教室 NBFJ
(Naka Baseball Factory Junior)
- 2 代表者名 古橋拓也
- 3 電話番号 090-4916-4665
- 4 住所 那珂市鴻巣393番地2
- 5 活動種目名 軟式野球
- 6 活動内容 中学軟式野球(走攻守)の基本習得及び技術向上
- 7 募集対象 当該年度4月1日現在、中学1年生～中学3年生(性別不問)で、硬式野球クラブ(シニア、ボーイズ等)に所属していない者
- 8 活動場所及び活動時間
なかLuckyFM公園(那珂総合公園)野球場・多目的広場、那珂第三中学校グラウンドほか(雨天時は体育館でも実施)
- 9 月謝、用具費用などの保護者負担
月会費: 3,000円
スポーツ保険代: 1,000円(年度内1回入会時)

(様式2)

地域クラブ認定要件確認書

<認定要件>

クラブの組織に関すること

- 市内の中学生が参加できるクラブであること
- 活動拠点は原則として那珂市内とし、活動場所までの移動について、生徒やその保護者の過度な負担とならないこと
- 営利目的を主とした運営でないこと
- 持続可能なクラブの運営を目指し、複数の役員や指導者が運営に携わっていること
- 以下の要件を満たす規約(会則)を作成しており、それらの内容が社会通念上、適正であると認められること
 - ・目的が記載されていること
 - ・入退会について記載されていること
 - ・会費について記載されていること
 - ・以下に準ずる役員を置くことが記載されていること
 - ①代表、②副代表、③会計、④監事(代表、副代表、会計を兼ねることはできない)
 - ・総会について記載されていること
- 生徒の活動内容や活動実績について、その生徒の所属校と必要に応じた情報共有を行うこと。
- 県や市、スポーツ団体等が主催する指導者研修を受講するなど、専門性や指導力の向上に努めている役員または指導者が運営に携わること

裏面へ続く

クラブの活動方針や指導方針に関すること

- 体罰や暴言は、生徒の人権を侵害する違法な行為であることを理解し、プレーヤーズファーストの考えで、人権を尊重して活動を行うこと。
- 過度の活動は、スポーツ外傷・障害やバーンアウト及び精神の不安定などのリスクが高まることを正しく理解し、休養等を適切に取り、短時間で効果が得られる指導を行うこと。
- 「那珂市部活動の運営方針」に準じた活動日数及び活動時間を設定すること。
- 生徒の発達段階や健康の状態、気温等の環境を考慮した指導内容や練習時間及び水分補給や休息时间等を設定すること。また、施設管理者と連携した用具や施設の点検、保護者や関係機関への緊急時の連絡体制の整備等を行うなど、生徒の安全確保に万全を期すること。
- 指導者や参加生徒等の、活動中の怪我、事故、損害賠償等に備えスポーツ安全保険や任意の保険に加入させていること。

上記の認定要件に当てはまることを確認しました。

令和6年7月30日

団体名 那珂市軟式野球教室NBFJ
代表者 古橋拓也

那珂市軟式野球教室(NBFJ)

- 第3期(令和6年度)生募集 -

目的：那珂市軟式野球教室【Naka Baseball Factory Junior (NBFJ)】は、中学生を対象にした軟式野球の基本習得及び技術向上のために指導をすることを目的としております。また、野球の技術だけではなく、基本である挨拶や礼儀、感謝の気持ち等も併せて学ぶことができる教室です。

- **対象者** 令和6年4月1日現在、中学1年生～中学3年生(性別不問)で、硬式野球クラブ(シニア、ボーイズ等)に**所属していない**かた
※ 必ずしも、中学校野球部に所属している必要はございません。
※ 令和6年2月1日現在、那珂市内の中学生ほか、水戸市、ひたちなか市、常陸大宮市、東海村等21人の中学生が加入しています。
- **活動場所** なかLuckyFM公園(那珂総合公園)野球場・多目的広場、那珂第三中学校グラウンドほか(雨天時は体育館でも実施します。)
- **活動内容** 中学軟式野球(走攻守)の基本習得及び技術向上
※ 高校でも野球を続けることを目的とした指導をしています。
※ 初心者も大歓迎です。
- **活動日** 週1回(基本的には日曜日の午後)
※ 現在、中学校部活動の地域移行を見据えた、那珂市独自の「実証事業団体」として活動しています。
- **会費ほか**
 - 月会費：3,000円
(用具の購入・補充、グラウンド使用料等に使用します。)
 - ※ 中学校の大会、天候不良等で練習回数が少ない場合は、月会費を徴収しない等、臨機応変に対応しています。
 - スポーツ保険代：1,000円(年度内1回入会時)
- **体験会** 練習の見学や体験は、**随時**行っています。
お気軽にお越しください。
※ 事前に練習日・練習場所のご確認をお願いします。
- **連絡先** 分からないことや聞いてみたいことがある場合は、いつでもお問い合わせください。

説明会
開催!!

監督 古橋 拓也 TEL: 090-4916-4665
事務局 和田 哲郎 TEL: 090-4923-0471

★日時：令和6年3月30日(土)
午後2時～(受付午後1時30分～)

★会場：ふれあいセンターよしの
集会ホール(那珂市飯田307-1)



〈令和6年度 那珂市中学校部活動地域移行に伴うモデル事業〉

- 1 概 要 中学校部活動の休日の地域移行について、本市にあった取組となるよう軟式野球部において試行し検証します。
- 2 実施団体 那珂市軟式野球教室(NBFJ)
- 3 対 象 中学生(市外からも参加可)
- 4 期 間 令和6年9月1日から令和7年2月28日まで
※モデル事業としては上記期間となります
- 5 活 動 日 ・休日(土曜日、日曜日)の週1回
・活動時間は1日当たり3時間
※準備、片付け、移動時間は除きます。活動時間等については、「那珂市部活動の運営指針」に従って行います。
- 6 活動場所 なかLuckyFM公園(那珂総合公園)野球場・多目的広場、
那珂市立第三中学校グラウンド ほか
- 7 参加方法 那珂市軟式野球教室(NBFJ)に申し込みます。
- 8 会 費 ・月額:3,000円
・スポーツ保険代:1,000円(年度内1回入会時)
- 9 交 通 活動場所までの往復については、各自対応となります。
- 10 その他 ・学校での部活動は、練習試合等を除いて休日の活動は行いません。
・事業の成果や課題等については、生徒や保護者へのアンケート、実施団体や学校等へのヒアリングなどを実施し、検証していきます。